

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月30日から51年3月31日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を49年10月30日に、資格喪失日に係る記録を51年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、49年10月から50年9月までは10万4,000円、50年10月から51年2月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年5月まで

私は、A事業所に費用を出してもらって車の免許を取得したので、間違いなく申立期間に勤務していたし、その間給与から厚生年金保険料を引かれていた。同じ時期に勤めていた同僚は厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年10月30日から51年3月30日までについて、雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の記録から、申立人が当該期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は「申立期間当時、厚生年金保険料は健康保険料と一緒に給与から引かれていた。」と証言しており、A事業所も「申立人は正社員であったと思われる。同人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出は行った。申立人に係る厚生年金保険料は社会保険事務所（当時）に納付した。」と回答している。

さらに、職歴審査照会回答票によれば、A事業所においては申立人が同事業所を退職した後の昭和51年5月31日に上記複数の同僚を含む数十名の者について厚生年金保険に遡及して加入させていることが確認できる上、オンライン

記録及び同事業所が保管する健康保険組合に提出した資格取得届の写しによれば、同日以前の健康保険組合において払い出された被保険者整理番号と厚生年金保険の同整理番号を比較すると、健康保険組合の被保険者が100名程度多くなっていることが確認できることから、同事業所は申立期間当時、申立人を含む相当数の従業員について厚生年金保険料を給与から控除しながら厚生年金保険には加入させていなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和49年10月30日から51年3月31日までについて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所が前述のB健康保険組合に提出した申立人に係る資格取得届及び資格喪失届の写しに記載された報酬月額から判断すると、昭和49年10月から50年9月までは10万4,000円、50年10月から51年2月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A事業所は、当該保険料を納付したと述べているが、申立期間の厚生年金保険被保険者原票の被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の氏名が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が、提出された場合には、その後、算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が、当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年10月から51年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年3月31日から同年5月までについては、前述のとおり、雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の記録から、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できず、申立人自身も「A事業所は51年3月で退職し、4月はC事業所のみで働いた。同事業所も4月末で退職し、5月はD事業所で働いた。」と述べていることから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から52年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は昭和49年6月に本土から帰省し、市役所で転入の手続と同時に国民年金の加入手続を行い、窓口で指定された金額の保険料を納付した。その際、クリーム色で、三つ折りの年金手帳の交付を受けた。その後、国民年金保険料は、私の母親が自治会や徴収員に納付していたはずであるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続を行ったとする昭和49年6月を除き国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の状況を確認することができないため、保険料の納付状況が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年11月の時点では、申立期間の大半が時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、市役所窓口で国民年金の加入手続を行った際に「クリーム色で、三つ折りの年金手帳の交付を受けた」と主張しているが、当時国民年金の被保険者に交付されていた国民年金手帳の色及び形状とは異なっている上、申立人の居住する市役所では、当時三つ折りの国民健康保険証を発行していたと回答していることから、申立人が交付を受けたのは国民年金手帳ではなく、国民健康保険証であった可能性がある。

加えて、申立人が昭和 49 年 6 月に国民年金の加入手続を行った際に納付したとする金額は、当時納付すべき保険料額と乖離^{かいり}している上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 18 日から 63 年 1 月 16 日まで

私は、昭和 61 年 9 月 18 日から平成元年 2 月 28 日までについて A 事業所で勤務していたが、申立期間について私の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないとの社会保険事務所（当時）の回答に納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する人事記録及び同事業所が発行した勤務証明書から、申立人が申立期間において非常勤職員として同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所において申立期間及びその前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した元非常勤職員へ照会し、回答のあった 12 人のうち 5 人については、自身が記憶する採用された年月又は採用後の 1 か月後に当該被保険者資格を取得している一方、残りの 7 人については、自身が採用されたとする年月の 6 か月後から 1 年 6 か月後に当該被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、A 事業所の当時の給与担当職員は「臨時（非常勤）の職員のすべての者を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、『定員見合賃金職員』に該当すれば、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

また、上述の元非常勤職員であった複数名は「非常勤職員のすべてが厚生年金保険に加入していたわけではなく、正職員の採用のめどが立たない人は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、また、別の元非常勤職員は「私は『産休補充』で非常勤職員として採用された後、A 事業所に対し、社

会保険（厚生年金保険を含む。以下同じ）に加入させてほしいと何度もお願いしたが、社会保険に加入することができたのは採用された1年後であった。」と証言していることなどを踏まえると、同事業所では、申立期間当時、すべての非常勤職員について、採用後、直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は、「申立人を厚生年金保険に加入させていたか否かについては、当時の資料が残っておらず不明である。」と回答している。

加えて、A事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間について、申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

私は昭和 44 年 1 月 31 日に前職を退職し、翌日の同年 2 月 1 日に A 社に入社したが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を照会したところ、49 年 4 月 1 日から 51 年 12 月 31 日までしか同社での加入記録が無いとの回答を受けたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険の記録、同僚が保管していた会社宿舍使用料徴収簿の記載及び複数の同僚の証言から、申立期間のうち、申立人自身が郷里に戻っていたとする約 1 年間の期間を除き、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員番号払出簿によれば、申立人は厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和 49 年 4 月 1 日に同基金の加入員資格を取得し、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日の 51 年 12 月 31 日に同基金の加入員資格を喪失していることが確認できる。また、A 社が B 厚生年金基金に加入した 43 年 4 月 1 日から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した 49 年 4 月 1 日までに、同社において厚生年金保険に加入している者は、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同基金の加入員資格取得日が同日であり、かつ、同被保険者資格喪失日と同加入員資格喪失日も同日であることが確認できる。これらのことから、A 社は申立人について、オンライン記録どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立期間に A 社に勤務していた同僚の一人は、「私の厚生年金保険

の記録をみると、自分が記憶しているA社の入社日から約1年半後に加入した
ことになっている。」と証言している。

加えて、A社はすでに解散しており、申立期間当時の代表者及び経理担当者は死亡しているため、これらの者から申立人の保険料控除等について聴取することができない。

なお、厚生年金保険被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年3月1日から申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した49年4月1日までの同社における厚生年金保険被保険者資格の取得状況を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたが、社会保険事務所（当時）から、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。同事業所において、正職員として1日8時間、月25日勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する職務経歴等を示すB事業所作成の「履歴カード」及びA事業所の事業主の妻が所持するノートのメモ書きから判断すると、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所の顧問会計事務所の担当者は「A事業所は開業当初から個人事業所であり、申立期間当時も厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったため、事業主及び従業員を厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言しており、オンライン記録でも、A事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A事業所の事業主は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、C国民健康保険組合の総務担当者は「A事業所の事業主は、昭和34年1月1日から現在まで同組合に加入している」と証言している。

さらに、申立人は、「私は、A事業所から健康保険の被保険者証を受け取った記憶は無く、申立期間当時、医療機関を受診した際、夫が加入する共済組合の健康保険証を使用した覚えがある。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。